

健康・スポーツ科学センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州産業大学学則第11条第2項の規定に基づき、健康・スポーツ科学センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、健康科学及びスポーツ科学に関する教育研究、学生及び教職員のスポーツ活動に関する専門的業務、生涯スポーツの振興等を行うものとする。

(部門)

第3条 前条の業務を行うため、センターに教育研究部門及びスポーツ科学部門を置く。

2 教育研究部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 健康科学及びスポーツ科学の教育研究に関すること。
- (2) スポーツ科学の研修に関すること。
- (3) 研究紀要の発行に関すること。

3 スポーツ科学部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生及び教職員のスポーツ活動に関すること。
- (2) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (3) センターの広報に関すること。
- (4) 体育施設・設備の運用・使用に関すること。

(体育施設)

第4条 この規程において、体育施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 屋内体育施設
- (2) 屋外体育施設
- (3) 附帯施設

夜間照明施設

2 前項の体育施設の名称及び使用区分は、別表のとおりとする。

3 体育施設の使用については、別に定める。

(組織)

第5条 センターは、所長及び教職員をもって組織する。

2 センター所長は、センターを代表し、その業務を統轄する。

3 センター所長の選任及び任期等については、学生部長等役職者選任規程による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、学長が学部長会議の意見を聴取した上で行う。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 九州産業大学体育センター規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月9日から施行し、平成28年10月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

体育施設の名称及び使用区分

	施設名	使用区分
屋内 体育 施設	大楠アリーナ2020	バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、 バドミントン、テニス、空手道、ボクシング、卓球、 スポーツクライミング、各種トレーニング、体力測定等
	屋内運動場	野球、ハンドボール、フットサル、ゴルフ等
	武道館	柔道、剣道等
	弓道場	弓道
	九州産業大学屋内プール	水泳等
屋外 体育 施設	野球場	野球
	陸上競技場	陸上競技、サッカー等
	球技場	ラグビー、ソフトボール等
	テニスコート	テニス
	ゴルフ練習場	ゴルフ
	アーチェリー場	アーチェリー
	宗像グラウンド	野球場
球技場		
附帯 施設	夜間照明施設	野球、ラグビー、テニス、ゴルフ、サッカー、陸上競技等